

# 工事成績評定制度の施行について

八幡平市では、請負工事について厳正かつ的確な評定を実施することにより、適正かつ効率的な施工の確保と工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図るため、平成 24 年 4 月 1 日以降に入札公告（指名通知含む。以下同じ。）する工事から、工事成績評定制度を次のとおり実施します。

## 1 工事成績評定制度導入の経緯と現状

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日付け法律第 127 号）が平成 13 年 4 月 1 日から施行され、公共工事の発注者は、工事現場の施工体制を適正なものとするため、点検その他の必要な措置を講じるよう義務付けられました。

### 適化法の主たる目的(第1条関係)

- (1) 公共工事の入札・契約の適正化の促進
- (2) 公共工事に対する国民の信頼の確保
- (3) 建設業の健全な発達を図る

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年 3 月 31 日付け法律第 18 号）が平成 17 年 4 月 1 日から施行され、公共工事の品質が確保されるよう、従来の価格のみの競争から価格と品質の両面からの競争に転換され、建設業者を適正に評価する入札方式として、総合評価落札方式が導入されました。

### 品確法の概要

- (1) 発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たし、現在及び将来の国民に公共工事の品質を確保する。(第 3 条関係)
- (2) 公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならない。(第 3 条関係)
- (3) 公共工事の品質は、適切な技術又は工夫により確保されなければならない。(第 3 条関係)
- (4) 公共工事の品質は、談合等不正行為の排除を徹底し、入札・契約適正化が図られることにより確保されなければならない。
- (5) 発注者及び受注者の責務の明確化（第 6 条、第 7 条関係）

以上のことから、国や多くの地方公共団体においては、工事現場の施工体制の点検などの義務化や公共工事の品質確保に対応するため、工事成績評定要領等を制定し、発注者が工事ごとの施工状況、出来形及び出来ばえ、技術提案などを採点し公表することにより、工事に関する技術水準の向上と請負業者の適正な選定、さらには公共工事のより一層の透明化への取り組みが行われてきました。

## 2 対象工事

工事成績評定の対象工事は、原則として、完成検査時点の請負金額が300万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以上の市営建設工事及び特定市営建設工事とします。

## 3 評定者

評定者は、監督員、主任監督員、総括監督員、検査職員の4者が行います。

## 4 評定の時期

評定を実施する時期は、監督員、主任監督員、総括監督員にあつては、工事が完成した時点で行います。また、検査職員にあつては、完成検査を実施したときに行います。

## 5 評定における考査項目

項目	細目	評定者	備考
(1) 施工体制	① 施工体制一般	監督員	「施工プロセス」のチェックリストに基づき評価する。
	② 配置技術者	監督員	
(2) 施工状況	① 施工管理	監督員、検査職員	
	② 工程管理	監督員、主任監督員	
	③ 安全対策	監督員、主任監督員	
	④ 対外関係	監督員	
(3) 出来形及び出来ばえ	① 出来形	監督員、検査職員	監督員、主任監督員の評価のほか、受注者からの実施状況の報告に基づき評価する。
	② 品質	監督員、検査職員	
	③ 出来ばえ	検査職員	
(4) 技術力	① 技術力	監督員	
(5) 創意工夫	① 創意工夫	監督員	
(6) 社会性等	① 地域への貢献等	主任監督員	
(7) 法令遵守等		総括監督員	
(8) 働き方改革特別加点		総括監督員	

※ 各考査項目の内容は別添のとおりとします。なお、施工内容により、考査項目を変更することがあります。その場合、都度、受注者に変更内容を通知します。

## 6 資格審査における運用

資格審査における格付けでは、工事成績評定点等（主観的事項）を評点化し、経営事項審査の総合評点値（客観的事項）との合計により審査し格付けを行います。

（平成29・30年度分の競争入札参加資格審査から運用開始）

## 7 資格審査における工事成績評定点の反映

対象工事において、発注工種毎に、成績評定点及び最終請負金額を次の計算式により平均化し、適宜加算した上で、経営事項審査の総合評定値（P 値）との合算により、「八幡平市総合評定値」を算出し、入札参加資格審査時の格付に反映させるものとします（平成 27 年 7 月 1 日から適用）。

$$\begin{aligned} & \cdot \text{工事成績評定点の平均値(加重平均点)} = \frac{(\text{成績評定点} \times \text{請負契約金額}) + \dots}{\text{請負契約金額} + \dots} \\ & \cdot \text{八幡平市総合評定値} \\ & \quad = \text{経営事項審査の総合評定値(P 値)} + (\text{加重平均点} - 65) \times 5 + \alpha \end{aligned}$$

- ① 65・・・基本点
- ② 5・・・係数
- ③  $\alpha$ ・・・**過去2年分**の工事成績評定点の平均点数（請負契約額による加重平均点）の状況により加点（小数点以下の端数は四捨五入した点数）

### 【 $\alpha$ の加点幅】

- ① 75 点以上 80 点未満・・・1 点から 5 点（加点幅 1 点）
- ② 80 点以上 85 点未満・・・8 点から 20 点（加点幅 3 点）
- ③ 85 点以上・・・・・・・・・・25 点から 100 点（加点幅 5 点）

①		②		③			
工 事 成 績 加重平均点	$\alpha$	工 事 成 績 加重平均点	$\alpha$	工 事 成 績 加重平均点	$\alpha$	工 事 成 績 加重平均点	$\alpha$
74 点まで	0	80 点	8	85 点	25	96 点	80
75 点	1	81 点	11	86 点	30	97 点	85
76 点	2	82 点	14	87 点	35	98 点	90
77 点	3	83 点	17	88 点	40	99 点	95
78 点	4	84 点	20	89 点	45	100 点	100
79 点	5			90 点	50		
				91 点	55		
				92 点	60		
				93 点	65		
				94 点	70		
				95 点	75		

※平成 29・30 年度分の入札参加資格審査への反映は、平成 27 年 7 月 1 日以降に入札公告（指名通知含む。）する工事に係る工事成績評定のうち、平成 29 年 3 月 31 日までに工事成績評定が行われたものを対象とします。

※令和元・2・3 年度分の入札参加資格審査への反映は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までに工事成績評定が行われたものを対象とします。

※令和 4・5 年度分の入札参加資格審査への反映は、令和 4 年 2 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日までに工事成績評定が行われたものを対象とします（以後、2 年おきに繰り返すものとします）。